

産業廃棄物処理業者の皆さまへ

優良産廃処理業者認定を 受けていますか？

優良産廃処理業者認定制度とは？

都道府県・政令市が通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした産廃処理業者を優良認定する制度です。認定された業者は許可更新や各種申請時に優遇措置を受けられるほか、排出事業者に対して貴社が優良な産業廃棄物処理業者であることをアピールできるなど、多くのメリットがありますので、ぜひご申請ください。



優良認定業者のメリットは？

メリット①

許可の有効期限が
**通常の5年から7年に
延長されます。**

メリット②

各種許可申請や更新時に
提出書類を一部省略でき、
手続きを簡素化できます。

メリット③

許可証に優良マークが記載され
自身が優良な業者であることを
排出事業者にPRできます。

メリット④

広島県 HP や各種産廃関連サイトで
優良認定業者としてPRするので
信頼度が上がります。

手続きについてはウラ面をご覧ください。

優良認定業者として認定されるための基準は？

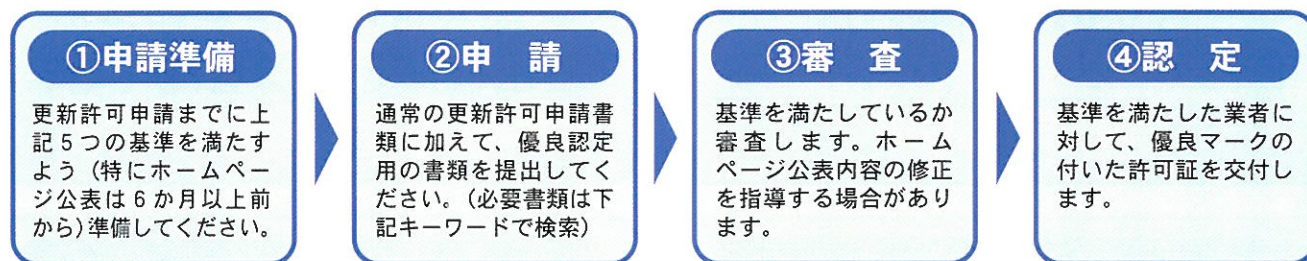
優良認定業者として認定されるためには、以下の基準すべてに適合している必要があります。



※1：ホームページをお持ちでない場合は「産廃情報ネット-さんばいくん-」への企業登録(有料)を利用することで条件を満たすことが可能です。詳しくは→[さんばいくん](#) [検索](#)、または下記相談窓口までお問い合わせください。

※2：通常使用している紙のマニフェストの電子版(有料)。排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りするシステムです。詳しくは→[電子マニフェスト](#) [検索](#)

認定までの流れ



詳しくはホームページをご覧ください。▶▶▶ [広島県 優良産廃処理業者認定](#) [検索](#)

下記相談窓口を設置していますので、ご不明な点はお気軽にご相談ください。

相談窓口

一般社団法人広島県資源循環協会 ☎082-247-8499 FAX 082-247-9719
〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ4F

委託元

広島県(環境県民局産業廃棄物対策課) ☎082-513-2963
〒730-8511 広島市中区基町10-52